

## 台東区

### ■住宅購入支援

制度名	マイホーム取得支援制度
URL	<a href="http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064578/012171.html">http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064578/012171.html</a>
対象	<p>■対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年1月1日に満45歳以下（昭和39年1月3日以降の生まれ）の方</li> <li>・平成22年11月30日に対象となる住宅の名義者（共有名義を含む）で、親、子または配偶者と対象となる住宅に同居している方</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p> <p>■対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に新築または購入（中古可）した住宅で、「検査済証」が発行されていること</li> <li>・登記の受付年月日が平成20年12月1日～平成22年11月30日であること</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	1住宅当たり50万円を助成します。
申し込み期間など	平成22年度の申込期間は、平成22年11月初旬から12月中旬を予定しています。 募集世帯数は250世帯です。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	住宅課 03-5246-1367

■家賃助成	
制度名	加算型ファミリー世帯家賃支援制度
URL	<a href="http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064578/012173.html">http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064578/012173.html</a>
対象	<p>■対象となる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子ども（平成4年4月2日以降に生まれた子ども）を扶養し、同居していること（平成23年1月31日までに出産する予定も含む）</li> <li>・対象となる住宅に住んでいる、または平成23年1月31日までに住む予定であること</li> <li>・区で定めた家賃差額があるか、発生する予定であること</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p> <p>■対象となる住宅</p> <p>申し込み者が自ら居住する区内の民間賃貸住宅で、専用の台所、風呂、トイレがあって住戸専用面積（バルコニー、ベランダは除く）が39㎡以上（ひとり親世帯については29㎡以上）であること</p> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>区で定めた家賃差額に基づいて算出した「基本家賃支援月額」と、子どもの人数に応じた「加算金」を、最長10年度間助成します。一定の要件を満たす場合には「移転給付金」も助成されます。</p> <p>■家賃差額の計算方法</p> <p>家賃（共益費等は除く）－基準家賃（世帯全員の前年年収÷12ヶ月×20%）を家賃差額とします。</p> <p>■基本家賃支援月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃差額が1万5,000円以上の場合：月額1万5,000円を助成</li> <li>・家賃差額が1万円以上1万5,000円未満の場合：月額1万円を助成</li> <li>・家賃差額が1円以上1万円未満の場合：月額5,000円を助成</li> </ul> <p>■加算金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の子ども2人の場合：月額1万円を基本家賃支援月額に加算</li> <li>・3人目以降1人につき：月額5,000円を基本家賃支援月額に加算</li> </ul> <p>■移転給付金</p> <p>平成21年7月25日から同23年1月31日までの間に対象となる住宅に転居した世帯で所定の条件を満たす場合は、一時金として10万円または20万円を助成します。</p>
申し込み期間など	<p>申し込みの受け付け期間は平成22年6月21日～7月23日で、募集世帯数は150世帯（多子世帯優先枠50世帯、一般世帯100世帯）で、応募数が募集数を超えた場合には抽選となります。</p> <p>※多子世帯とは18歳未満の子どもを3人以上扶養している世帯のことです。</p>
備考	<p>助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。</p>
担当部署と連絡先	住宅課 03-5246-1367

■改修助成	
制度名	住宅修繕資金融資あっせん
URL	<a href="http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064578/013616.html">http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064578/013616.html</a>
対象	<p>■対象となる方 区内に1年以上居住し、完済時に75歳未満である等の要件に該当する方</p> <p>■対象となる住宅 区内にあるご自身が居住するための住宅で、延床面積が280㎡以下の住宅であること</p> <p>■対象となる工事 外壁、屋根、バルコニー、屋上防水、内装、給配水管、設備修繕工事、アスベスト除去工事等（対象外の工事があります）が対象です。</p>
制度内容	<p>対象となる工事費用について、以下の条件で取り扱い金融機関からの融資をあっせんし、利子の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資のあっせん額：工事費用の80%以内で10万円以上300万円以内（1万円単位）</li> <li>・返済期間：7年以内（融資額が200万円以内の場合は5年以内）</li> <li>・利子補給利率：1.65%のうち、区が0.5%を助成。本人負担利率は1.15%（平成22年度の場合）</li> </ul>
申し込み期間など	常時受け付けしています。あっせん総枠1億円に達し次第締め切ります。必ず工事着工前（約1ヶ月前）にお申し込みください。
備考	マンション等共用部分の改修資金のあっせん制度もあります。手続き、必要書類、その他要件などの詳細は担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	住宅課 03-5246-1367
制度名	住宅改修予防給付（バリアフリー化）
URL	<a href="http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064572/008611.html">http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064572/008611.html</a>
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で日常生活の動作に困難のある方</li> <li>・調査の結果、住宅の予防改修が必要と認められた方</li> </ul> <p>■対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取り付け</li> <li>・床段差の解消</li> <li>・滑り止めのための床材の変更</li> <li>・引き戸への扉の変更等</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	助成の詳細については担当部署にお問い合わせください。
申し込み期間など	工事施工前にご相談ください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	高齢福祉課 03-5246-1222

制度名	耐震診断・耐震補強工事に対する助成
URL	<a href="http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064570/013427.html">http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064570/013427.html</a>
対象	<p>■耐震診断の対象となる住宅 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内にある木造、非木造の住宅（一戸建て、併用住宅。延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る）、及び住宅以外の建築物（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等を含む）であること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築されていること</li> <li>・木造の場合は、2階建て以下であること</li> <li>・建築物の基礎が大谷石や置き石等でないこと</li> </ul> <p>■耐震改修の対象となる工事 耐震診断の対象となる要件を満たす住宅のうち、耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>■耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅：耐震診断費用の10分の8（上限15万円）を助成</li> <li>・非木造住宅：耐震診断費用の2分の1（上限50万円）を助成</li> </ul> <p>■耐震改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点地域内の住宅：耐震改修費用の3分の2（上限120万円）を助成</li> <li>・一般地域内の住宅：耐震改修費用の2分の1（上限100万円）を助成</li> </ul> <p>※重点地域については担当部署にお問い合わせください。 ※住宅以外の建築物については上記URLをご参照ください。</p>
申し込み期間など	事前に区に申請してください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件などの詳細は担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	建築課 構造担当 03-5246-1335

平成22年6月4日時点の情報です。